

# 山形県西村山郡河北町議会

## 1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

平成22年12月に、地方分権と住民自治の時代にふさわしい、町民に開かれた議会及び議員活動の活性化を図るために、議会運営の基本事項を定め、町民の意向を把握し、町政諸課題を町の政策に結び付け、町の発展に寄与することを目的に、議会基本条例が制定された。

議会活動を活性化するための一つ的手段として、議員間の自由闊達な討論を更に促す必要がある。このため平成26年度、議会運営協議会が先進地の視察研修を行うとともに、新潟県立大学田口准教授の講義研修を行い、これまでも行ってきた議員間の討論を、課題を明確にし共通理解のもと討議を行い、説明責任を果たすこと等を目的に「議員間討論実施要綱」を策定し、今年度討議を実施しながら河北町版議員間討論としてより良いものとして作り上げることを確認し実施している。

また、正副議長は各個人議員の集合体としての議会の代表等として、重要な位置を占める。これまで正副議長は本会議での選挙で選ばれてきたが、その選出の経過が不透明との声もあり候補者個人の考えを明らかにし選出するため、平成25年3月から選挙前議場で所信表明を行うこととした。平成25年度には、議長の所信と議会基本条例の理念に基づき議会改革特別委員会を設置し、議員定数、議員報酬、費用弁償、政務活動費、議員間討議について調査を行った。特別委員会は、各種団体との懇談会や他議会への調査を含め、29回の会議を開催し検討した。調査の結果、議員定数は2名減の14名、議員報酬は現状の報酬額、費用弁償は宿泊を伴わない会議の際は不要、政務活動費は必要、議員間討議は必要性を認識し実施に向け検討するとした。以上の結果を踏まえ、平成26年3月定例会において、議員発議として、議員定数条例の一部改正、特別職の旅費、費用弁償条例の一部改正を行うとともに、町執行部にも特別委員会の調査結果について真摯な対応を求めた。

平成27年度、議員の研修費に新たに議員1名あたり、年額24万円の費用弁償費が増額予算計上された。検討の結果、増大する行政課題に的確に対応するため、個人毎の研修より各常任委員会主体の研修実施をメインとし、これまで視察研修は近隣の県の自治体に限られていたが、九州、中国地方の先進的取り組みを行っている自治体の視察を予定している。後述の町民との議員と語る会の結果も踏まえ、今年度中に研修成果を提言として町へ提出する予定である。

現在、議会・常任委員会の監視機能と政策づくりの強化を図るため、町民の意見提案を背景に所管事務調査を行い、課題を明確にした議員間討議により、

政策立案・提言する政策形成システムの確立を目指すべきとし、必要に応じ、提言の進捗状況を随時検証する取組を進めるべく話合を進めている。

## 2 住民に開かれた議会

議会基本条例には、すべての情報を積極的に公開するとともに、町民に対する説明責任を十分果たさなければならないとしている。平成22年に議会報告会実施要綱を策定、町内小学校区単位6箇所、3班体制で議会報告会（第2回から議員と語る会併記）を実施し、前回（第4回）まで延べ389名の参加を得ている。町民から出された貴重な意見・要望をまとめ各常任委員会、議会運営委員会で協議し、まとめを作成印刷し全戸に配布すると共に、町執行部にも提出している。

また、町民に開かれた議会となるためには、積極的な情報の公開が重要である。議会ホームページには、本会議録を各種報告書と共に平成18年度分から掲載している。そして、定例議会日程と一般質問要旨をホームページに掲載すると共に、チラシを作成し町内全戸回覧しお知らせしている。さらに、平成25年3月からインターネットに本会議場の映像のライブ画像と録画画像（オンデマンド）を配信している。これまで、ライブ画像のアクセス数は臨時会も含め日平均121件、録画画像は月平均648件となっている。

平成26年度、更なる開かれた議会を目指し議会傍聴規則の見直しを行い、傍聴者の利便性の確保・強情等のため持物等の制限規定を廃止など、議長裁量による議会傍聴環境の整備を図った。定例会の平均傍聴者数は平成27年度39名となり増加傾向にある。

議会広報は、議会広報特別委員会を組織し議員が自ら編集発行し回を重ね89号を数える。平成27年度から、広報広聴活動の重要性等に鑑み、議会広報広聴常任委員会と常任委員会とした。新たな取組として、議案等の賛否の状況について議員個人の状況が分かる内容としている。

開かれた議会、活力有る地域づくりには、情報の発信と共有が重要である。今後も「むずかしいことをやさしく、やさしいことをふかく、ふかいことをおもしろく」をモットーに進める。

## 3 地域振興のために特別な取組みをした議会

平成26年11月「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、市町村は、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び地域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（地方版総合戦略）を定めるよう努めなければならないとされた。さらに、地方版総合戦略については、議会と執行部が車の両輪となって推進することが重要であることから、各地方公共団体の議会

においても、地方版総合戦略の策定段階や効果検証の段階において、十分な審議が行われるようにすることが重要とされた。

本町議会では、このことを真摯に受け止め、町民の声を総合戦略に活かし本町らしいものとするため、議会独自で本年7月に3日にわたり「河北町のあすをつくる懇談会」を町民、各種団体役員を対象に開催した。懇談会で出された意見を集約、議員で討論し、①まちづくりまちおこし②ひとづくりひとおこし③しごとづくりしごとおこし④総合戦略の推進についての4つのポイントで48項目の提言にまとめ、総合戦略とともに今年策定する町総合計画後期基本計画に活かすよう町に提出した。

本来、総合戦略や総合計画策定時は町主催の町民の声を聴く会議など開催するが、議会独自の懇談会開催は、地域づくりのため議会、町民、町の力を結集し前進する一つの契機となったと考える。

議会が提言した項目の多くが総合戦略の中で、実施、検討されることとなり、その推移についてもしっかり議会のチェック機能を発揮し町民と共に地方創生の推進を進める。